

## この号の内容

- 1 「法定相続情報証明制度」  
とは？
- 2 導入が予定されている背景
- 3 今後の動向と想定される課題

---

この新制度は機能するの  
か！  
まず様子見が賢明か？

---

## 1 「法定相続情報証明制度」とは？

金田勝年法相は3月28日の閣議で、相続手続きを簡素化する「法定相続情報証明制度」を5月下旬から開始すると報告しました。

新制度では、全国417の法務局に戸籍関係書類一式を提出すれば、無料で「法定相続情報一覧図」の写しを発行してもらえます。

当面は不動産登記手続きで利用可能とし、法務省は他省庁や民間金融機関などに働き掛け、官民いずれの手続きにも使えるようにする方針です。  
(時事通信平成29年3月28日の報道を一部抜粋)

法定相続情報証明制度とは、法務局から「証明文付きの法定相続情報の写し」の交付を受けることで、以後はこの書類1枚で相続に関する各種手続きを行うことが可能になるという制度です。

証明文付きの法定相続情報の写しの交付を受けるためには、被相続人及び相続人の戸籍関係の書類等と、それに基づく被相続人の氏名や最後の住所、死亡の年月日等、相続人の氏名や住所、生年月日、続柄等の情報を法務局に提出し、登記官の確認を受けることで交付を受けることが可能になります。

【参考】パブリックコメント（e-Gov）ホームページ  
「[不動産登記規則の一部改正\(案\)に関する意見募集\(法定相続情報証明制度\(仮称\)の新設\)](#)」

## 2 導入が予定されている背景

実務上、相続が発生した場合、相続人は金融機関等で被相続人の預貯金払い戻し等の手続きを行う一方で、被相続人名義の不動産に関する相続登記は、費用がかかるため後回しにしてしまうケースが多発しています。その結果、何世代にも渡り登記が行われなまま放置され、土地や空き家の所有者が不明となってしまう社会問題へと発展しています。

現行制度では、被相続人の預貯金の払い戻しや不動産の相続登記を行う際には、被相続人及び相続人の戸籍関係書類等一式が必要になります。

被相続人の口座がある金融機関等ごと、相続財産となる不動産の管轄が異なる法務局ごとに、戸籍関係書類等の一式が必要となっているため、その数が多ければ多いほど、相続人の事務負担が増えます。

日頃、HSコンサルティングでは、この煩雑な事務手続きを遺産整理業務として代行していますが、これを受け取る銀行等・法務局側でも、それぞれに事務負担が必要となっています。

この事務負担の煩雑さを解消するために、法定相続情報証明制度を設けることで、相続登記の促進を図っていこうというのが本制度の狙いです。

### 3 今後の動向と想定される課題

新制度の下では、被相続人や相続人の戸籍関係書類等は法務局への提出用として一度入手するだけで良く、現行制度上戸籍関係書類等を複数セット用意しなければならないケース(被相続人が多数の金融機関に口座等を保有していた場合や、異なる法務局の管轄に相続財産である不動産がある場合等)において、特にメリットがあります。

証明文付きの法定相続情報の写しは、法務局だけでなく、民間の金融機関や証券会社、生命保険会社等に於いて幅広く活用されることが想定されていますが、現状の位置付けは、民間企業が戸籍関係書類等に代えてこの写しを採用するかどうかは、あくまでも任意とされています。

また、証明文付きの法定相続情報の写しは相続に関する基本的なものにのみ対応し、遺産分割協議や相続放棄等があった場合には、別途、遺産分割協議書等の書類の提出が必要となります。実務において、有効利用され得る書類となるかについて、法務省は金融機関等とも協議を重ね、新制度の詳細を詰めていくこととしています。

現行制度では、相続税の申告を行う際には、申告書に被相続人の相続人全てを明らかにする戸籍の謄本等を添付する必要があります。証明文付きの法定相続情報の写しが戸籍謄本に代わる申告書の添付書類となるのかどうかという点で、今後税務当局の見解にも注視しておくべきでしょう。

確かに、証明文付きの法定相続情報の写しは法務局という公的機関が発行する書類ではあるものの、果たして戸籍謄本と同等の公的証明力があるかどうか、一般的に広く普及されることになるかどうか、他の相続手続きとの兼ね合い等を総合的に勘案していく必要があります。

新制度を民間の金融機関や証券会社、保険会社等が採用するのか？  
その動向に注目！



#### 株式会社 HS コンサルティング

〒465-0005  
名古屋市名東区香流 1-1010-5

電話番号:  
052-769-1603

FAX 番号:  
052-777-0109

電子メール:  
info@hanamiya.jp